



# 国民健康保険税の税率等が 変わります

住民課国保医療グループ ☎74-3002

## ■国民健康保険税の概要

国民健康保険事業に要する費用にあてるための目的税で、次の3つの区分で構成されています。

- ①医療保険分…医療分の支払いにかかる課税額（加入者全員）
- ②後期高齢者支援金分…後期高齢者支援金等の納付に要する費用にかかる課税額（加入者全員）
- ③介護納付金分…介護納付金の納付に要する費用にかかる課税額（40歳～64歳までの加入者が対象）

## ■国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主の方になります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯中に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

町は、日ごろ健康でも、いつ、どんなときに病気やケガをす  
るかわかりません。  
そんなときにそなえて、加入者の皆さんがふだんから保険税を出  
し合って医療費にあてる助け合いの制度が国民健康保険制度です。  
国保は、皆さんの住んでいる市町村が運営し、地域の健康生活を  
支えています。

**当**町の国民健康保険財政は、  
医療費の増加が進む一方、  
保険税収入が減少するなど当該  
年度の収入で支出が賄えない赤  
字の状態が続く、その赤字相当  
分を町全体の財布である一般会  
計からの補てんを受けながら、  
平成23年度以降、税率等を改正  
することなく運営してきました。

しかしながら、国保会計の赤  
字は、毎年数千円にのぼって  
おり、近年は1億に近づく状況  
にあります。また、当町は平成  
23年度決算で財政健全化団体か  
ら脱却しましたが、今後も地方  
交付税の減額等が見込まれ、決  
して余裕のある状況ではありま  
せん。

このような、当町の財政状況  
を踏まえ、将来の安定的な運営  
の一助となるよう平成27年度か  
ら税率等を改正することにしま  
した。町民皆さんのご理解とご  
協力をお願いします。

## 税率等の改正内容

税率等改正比較表（平成26年度⇒平成27年度）

区 分	加 入 者 全 員						40歳～64歳の加入者		
	医 療 保 険 分			後 期 高 齢 者 支 援 金 分			介 護 納 付 金 分		
	26年度 (現 行)	27年度 (改 正 後)	比 較	26年度 (現 行)	27年度 (改 正 後)	比 較	26年度 (現 行)	27年度 (改 正 後)	比 較
所得割	8.70%	8.70%	0.00%	1.90%	2.00%	0.10%	1.00%	1.10%	0.10%
資産割	23.40%	23.40%	0.00%	9.00%	9.00%	0.00%	4.90%	4.90%	0.00%
均等割	14,300円	16,000円	1,700円	2,700円	4,000円	1,300円	2,900円	4,500円	1,600円
平等割	23,500円	25,000円	1,500円	4,900円	6,000円	1,100円	3,300円	4,500円	1,200円
賦 課 限 度 額	510,000円	510,000円	0円	140,000円	160,000円	20,000円	120,000円	140,000円	20,000円